

議案第19号

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、条例中の引用条項ずれを改正する必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例(平成27年南風原町条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第9項」を「第2条10項」に改め、同条第4号中「第2条第10項」を「第2条11項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。